

事業者評価委員会に係る評価基準について

「大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る企画・運営等業務委託企画提案公募要項 9 契約に関する事項（3）その他」及び「大阪の継続的なにぎわい創出・発信事業の実施に係る企画・運営等業務委託仕様書 7 業務報告（2）事業者評価委員会への報告」に規定する事業者評価委員会における評価の基準について、下記のとおりとする。

■評価の基準

評価項目	評価内容	配点
コンテンツ等の 企画・運営	・事業目的を正しく理解したうえで、長期的な視点で事業を実施していたか。 ・国内外の方々を魅了し、話題になるような企画であったか。 ・令和9年度（令和10年度）への発展が見込まれ、将来的にコンテンツの定着が期待できるか。 ・関連する様々な民間事業者や地方自治体との連携等を実施し、大阪一体で取り組めていたか。	30 点
	・新規性や独創性のある企画が実施できたか。	15 点
	・提案・計画どおりの企画が実現できたか。 ・見込みどおり集客等となっていたか。	15 点
プロモーション	・プロモーションの手法や期間、使用媒体等は適切であったか。また、海外に向けて直接的に訴求できていたか。 ・複数年事業のメリットを活かした広報展開であったか。 ・広報計画の進捗を確認し、結果を次の展開に活かせていたか。 ・自らの広報以外にも、メディアに取り上げられていたか。	20 点
運営体制等	・事業を確実かつ円滑に遂行できる運営体制が確保されていたか。 ・事業実施に必要な実行力（ノウハウ等）はあったか。	15 点
合計点		95 点

※評価時点で令和8年度（令和9年度）の実施見込みを含めて評価

ア 評価の基準に基づき、事業実績や進捗状況等について、事業者評価委員会は評価を実施する。

イ 採点の結果、評価点が95点満点中57点以上を「適」、56点以下を「不適」であると評価し、大阪にぎわい創出発信事業実行委員会は、その評価結果を踏まえ、契約の継続について判断する。